

# 災害廃棄物対策指針の改定 に関する作業状況について

平成29年9月13日

環境再生・資源循環局  
災害廃棄物対策室

# 災害廃棄物対策指針の改定方針

- 平成28年度災害廃棄物対策推進検討会「地域間協調・指針検討ワーキンググループ」(メンバーは学識経験者や災害廃棄物処理計画策定の経験のある自治体担当者等)において、改定方針を議論
- 3つの視点から全45項目の点検項目を抽出・整理し、対応方針(記載内容の修正の有無、充実等)を検討。検討結果を平成29年3月に開催した第2回推進検討会にて報告、了承

## <平成28年度までの検討状況>

点検の視点	点検項目(全45項目)
① 法改正や環境省などの新しい取組に基づく点検	1. 法改正等に伴う記載内容の点検(3項目) <span style="float: right;">改定例3~4頁</span>
	2. D.Waste-Netや地域ブロック協議会の発足に伴う記載内容の点検(1項目)
② 災害廃棄物処理の実績や最新の知見を踏まえた点検	1. 近年の災害の課題・教訓を踏まえた記載内容の点検(26項目) <span style="float: right;">改定例5~7頁</span>
	2. 過年度WG等の検討結果を踏まえた記載内容の点検(4項目)
	3. 自治体処理計画の状況を踏まえた点検(6項目)
③ わかりやすさの向上などの観点からの点検	1. フローや写真・事例等の整理、参考資料の充実(5項目)

点検項目ごとに対応方針を整理

# 改定スケジュール(案)

## 本編の改定スケジュール(案)

- 点検方針に基づき修正作業を実施中
- 改定案について地方公共団体へ意見照会を実施(～平成29年12月)
- 意見照会の結果を踏まえ修正(～平成30年2月)
- 平成29年度 第2回災害廃棄物対策推進検討会(平成30年3月を予定)にて報告
- 災害廃棄物対策指針改定版の公表(平成30年3月を予定)

## 技術資料・参考資料の改定スケジュール(案)

- 本編の修正作業と平行して、点検方針に基づき修正作業を実施
- 学識経験者や災害廃棄物処理計画の策定経験のある自治体担当者等の意見を踏まえ修正作業を実施(～平成30年2月)
- 平成29年度 第2回災害廃棄物対策推進検討会(平成30年3月を予定)にて報告

# (委員限り)改定の作業状況(1)

- 点検項目ごとに整理した対応方針に基づき、**新旧対照表**の形式で作業を実施

例1

点検の視点	①法改正や環境省などの新しい取組に基づく点検
点検項目	改正等に伴う記載内容の点検 平成27年8月の廃棄物処理法と災害対策基本法の改正、平成28年2月の行動指針の策定、平成28年3月の廃棄物処理法の基本方針の修正を踏まえた点検

点検項目の該当箇所	頁	対応方針	現行指針の記載(旧)	改定案(新)
第1編 総則 第3章 基本的事項 (1)本指針の位置づけ	1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年次更新を行う</li> <li>● 図1-3-1に行動指針を追加する</li> </ul>	<p>第3章 基本的事項 (1)本指針の位置付け</p> <p>本指針は、災害対策基本法に基づく環境省防災業務計画、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画に基づき、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を作成するにあたっての基本的事項をとりまとめたものである。</p> <p>災害対策基本法では、防災基本計画に基づき、環境省等の指定行政機関はその所掌事務に関し、防災業務計画を策定する必要があり、また、都道府県防災会議は都道府県地域防災計画を、市町村防災会議(又は市町村長)は市町村地域防災計画を作成することが定められている。環境省防災業務計画(平成24年9月)では、環境省所掌事務に関し、国が実施する内容が定められているとともに、地域防災計画の作成の基準となるべき事項についても定められている。</p> <p>本指針は、これらの計画を踏まえて、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために必要となる基本的事項をまとめたものである。地方公共団体は、本指針に基づき、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画と整合を取りながら、処理計画の作成を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う。</p> <p>また、災害廃棄物の広域処理に関しては、災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引きが平成22年3月に策定されており、併せて参考とする。</p>	<p>第3章 基本的事項 (1)本指針の位置付け</p> <p>本指針は、災害対策基本法に基づく<b>防災基本計画、廃棄物処理法に基づく基本方針に基づき</b>、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を作成するにあたっての基本的事項をとりまとめたものである。</p> <p>災害対策基本法では、防災基本計画に基づき、環境省等の指定行政機関はその所掌事務に関し、防災業務計画を策定する必要があり、また、都道府県防災会議は都道府県地域防災計画を、市町村防災会議(又は市町村長)は市町村地域防災計画を作成することが定められている。<b>また防災基本計画において環境省は地方公共団体による災害廃棄物の処理に係る指針を定めるものとされており、廃棄物処理法の基本方針においては、環境省は大規模災害(災害対策基本法第八十六条の五第一項に基づき政令で指定された著しく異常かつ激甚な非常災害)の事前の備えとして、地域ブロック(原則環境省地方環境事務所が管轄する地域を想定)単位での連携・協力体制を強化するため、大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針及び行動計画の策定を進めるものとされている。</b></p> <p><b>一方、地方公共団体は廃棄物処理法の基本方針に基づき、廃棄物処理施設整備計画、一般廃棄物処理基本計画策定指針、災害廃棄物対策指針及び大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針等を十分踏まえながら地域防災計画その他の防災関連指針・計画等と整合を図りつつ、各地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行なうものとされている。</b></p> <p><b>これらを踏まえ、本指針は地方公共団体が災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うための災害廃棄物処理計画を作成するにあたっての基本的事項をとりまとめたものである。地方公共団体は、本指針に基づき、処理計画の作成を行うとともに、適宜見直しを行う。</b></p> <p><b>また、災害廃棄物の広域処理に関しては、災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引きが平成22年3月に策定されており、併せて参考とする。</b></p>

修正箇所を**下線**や**取り消し線**で表記

# (委員限り)改定の作業状況(2)

点検項目の該当箇所	頁	対応方針	現行指針の記載(旧)	改定案(新)
第1編 総則 第3章 基本的事項 (1)本指針の位置づけ	1-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年次更新を行う</li> <li>● 図1-3-1に行動指針を追加する</li> </ul>	<p>図1-3-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け</p>	<p>図1-3-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け</p>

# (委員限り)改定の作業状況(3)

## 例2

点検の視点	①法改正や環境省などの新しい取組に基づく点検 ②災害廃棄物処理の実績や最新の知見を踏まえた点検
点検項目	D.Waste-Netや地域ブロック協議会の発足に伴う体制の変化を踏まえた点検 <b>D.Waste-Netや地域ブロック協議会の発足に伴う体制の変化を踏めた点検</b>
	近年の災害の教訓を踏まえた記載内容の点検 <b>市町村の規模による考え方の違いの整理</b>

点検項目の該当箇所	頁	対応方針	現行指針の記載(旧)	改定案(新)
第2編 災害廃棄物対策 第1章 災害予防 1-3 協力・支援体制 (2)都道府県、国の支援	2-3 2-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ブロック協議会との連携に関する文章を追加する</li> <li>● 図2-1-2に地域ブロック協議会を追加する</li> <li>● 職員の不足等による初動対応の遅れは、特に小規模な被災市町村で顕著になることが想定されることから、都道府県は市町村規模を勘案した応援体制の検討を行う旨を追記する(例、平常時からあらかじめ職員が不足する市町村を想定し、相互協力を行う市町村の組合せを検討したり、大幅に職員が不足する市町村には都道府県からの重点的な支援を検討するなど)</li> </ul>	<p>(2) 都道府県、国の支援 &lt;都道府県&gt; ○都道府県は、大規模災害時に備え、広域的な相互協力体制を整備する。また、各市町村の処理計画の内容を把握し、各市町村との相互調整を図った都道府県処理計画を作成する。</p> <p>○政令指定都市や姉妹都市関係にある市町村間で災害支援協定を締結している場合、都道府県はそれに配慮して調整を行う。</p> <p>・都道府県間の広域的な相互協力体制の整備にあたり、国は情報提供等により支援する。</p> <p>・都道府県は、市町村への支援内容や組織体制(支援体制、連絡窓口、被害情報の収集方法等)を検討する。</p> <p>・発災初動期の被害情報収集のために職員を被災市町村へ派遣することを想定し、職員の派遣期間及び交替人員について検討する。</p> <p>・広域処理組合や一部事務組合で一般廃棄物の処理を行なっている地方公共団体の場合は、発災時の処理について、事前に協議しておく。</p> <p>&lt;国&gt; ○広域的な相互協力体制の整備にあたり、国は必要に応じて都道府県間の調整を実施するため、連絡窓口をはじめとする体制を検討する。</p> <p>・国は、地方公共団体の処理計画の作成状況を把握し、地方公共団体から要請があった場合に指導・助言を行う。</p>	<p>(2) 都道府県、国の支援 &lt;都道府県&gt; ○都道府県は、<b>都道府県処理計画を作成するとともに、大規模災害時に備え、広域的な相互協力体制を整備する。また、各市町村の処理計画の内容を把握し、各市町村との相互調整を図る。</b></p> <p>○政令指定都市や姉妹都市関係にある市町村間で災害支援協定を締結している場合、都道府県はそれに配慮して調整を行う。</p> <p>⇒「災害応急対応」へ移動 ・都道府県間の広域的な相互協力体制の整備にあたり、国は情報提供等により支援する。</p> <p>⇒「国の支援」へ移動 ○都道府県は、<b>非常災害に備え、市町村への支援内容や支援体制、広域的な相互協力体制を検討する。また、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等についてもあらかじめ検討する。複数県が被災するような広域的な災害に備え、地域ブロック協議会と連携した相互協力体制を検討する。</b></p> <p>○職員の不足等による初動対応の遅れは、特に小規模な被災市町村で顕著になることが想定される。そのため、都道府県は市町村規模を勘案し、平常時からあらかじめ大幅に職員が不足する市町村には都道府県からの重点的な支援を検討したり、相互協力を行う市町村の組合せを検討する。</p> <p>・発災初動期の被害情報収集のために職員を被災市町村へ派遣することを想定し、職員の派遣期間及び交替人員について検討する。</p> <p>・広域処理組合や一部事務組合で一般廃棄物の処理を行なっている地方公共団体の場合は、発災時の処理について、事前に協議しておく。</p> <p>&lt;国&gt; ○広域的な相互協力体制の整備にあたり、<b>国は情報提供等により支援する。また都道府県間の調整を実施するための連絡窓口をはじめとする体制を地域ブロック協議会等において検討する。</b></p> <p>・国は、地方公共団体の処理計画の作成状況を把握し、地方公共団体から要請があった場合に指導・助言を行う。</p>

# (委員限り)改定の作業状況(4)

点検項目の該当箇所	頁	対応方針
第2編 災害廃棄物対策 第1章 災害予防 1-3 協力・支援体制 (2)都道府県、国の支援	2-3 2-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ブロック協議会との連携に関する文章を追加する</li> <li>● 図2-1-2に地域ブロック協議会を追加する</li> <li>● 職員の不足等による初動対応の遅れは、特に小規模な被災市町村で顕著になることが想定されることから、都道府県は市町村規模を勘案した応援体制の検討を行う旨を追記する(例。平常時からあらかじめ職員が不足する市町村を想定し、相互協力を行う市町村の組合せを検討したり、大幅に職員が不足する市町村には都道府県からの重点的な支援を検討するなど)</li> </ul>

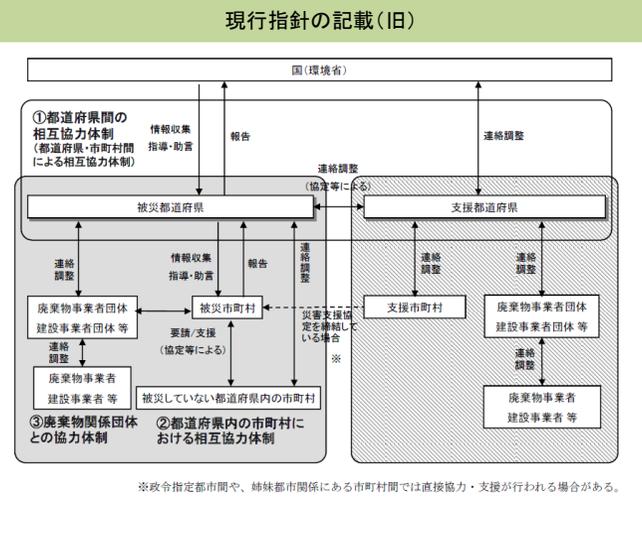


図2-1-2 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制(例)

- ①都道府県間の相互協力体制  
災害時に都道府県域を越えた広域体制を確保するために、平常時から都道府県間による相互協力体制を協定締結等により整備する。
- ②都道府県内の市町村における相互協力体制  
災害時に都道府県内の市町村間の相互協力体制を円滑に確立するために、平常時から市町村間の相互協力体制を協定締結等により整備する。
- ③廃棄物事業者団体等との協力体制  
災害時に廃棄物事業者団体等による被災市町村への協力体制を円滑に確立するために、都道府県と廃棄物事業者団体等との協力体制を協定締結等により整備する。

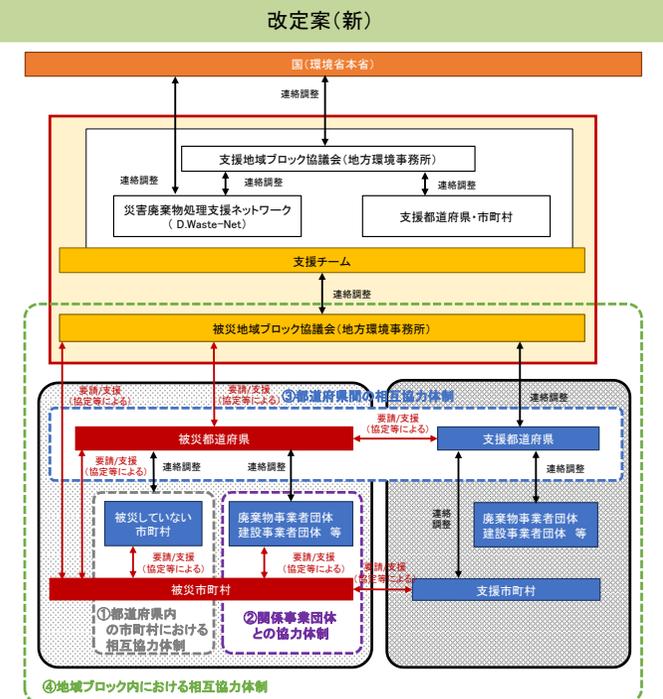


図2-1-2 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制(例)

- <災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制(例)>
- ①都道府県内における相互協力体制  
災害時に都道府県内の市町村間の相互協力体制を円滑に確立するために、平常時から市町村間の相互協力体制を協定締結等により整備する。
  - ②都道府県間の相互協力体制  
災害時に都道府県域を越えた広域連携体制を確保するために、平常時から都道府県間による相互協力体制を協定締結等により整備する。
  - ③廃棄物事業者団体等との協力体制  
災害時に廃棄物事業者団体等による被災市町村への協力体制を円滑に確立するために、都道府県と廃棄物事業者団体等との協力体制を協定締結等により整備する。
  - ④地域ブロック内における相互協力体制  
災害時に都道府県域を越えた広域連携体制を確保するために、平常時から地域ブロック協議会と連携し、相互協力体制を整備する。連携体制の検討にあたっては、支援地公共団体から寄せられる支援内容を一括して管理し、被災地公共団体のニーズにあわせて調整する幹事地方公共団体を検討しておく。

# (委員限り)改定の作業状況(5)

点検項目の該当箇所	頁	対応方針	現行指針の記載(旧)	改定案(新)
第2編 災害廃棄物対策 第1章 災害予防 1-3 協力・支援体制 (2)都道府県、国の支援	2-3 2-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ブロック協議会との連携に関する文章を追加する</li> <li>● 図2-1-2に地域ブロック協議会を追加する</li> <li>● 職員の不足等による初動対応の遅れは、特に小規模な被災市町村で顕著になることが想定されることから、都道府県は市町村規模を勘案した応援体制の検討を行う旨を追記する(例、平常時からあらかじめ職員が不足する市町村を想定し、相互協力を行う市町村の組合せを検討したり、大幅に職員が不足する市町村には都道府県からの重点的な支援を検討するなど)</li> </ul>	<p>(3)地方公共団体の支援</p> <p>○地方公共団体は、周辺をはじめとする地方公共団体と災害支援協定の締結を検討する。 ○地方公共団体は、協力・支援側及び被災側の両者の観点から体制等を検討する。 ・人員、物資、資機材等、被災地方公共団体の要求に合わせた支援を行う。 ・地方公共団体は、協力・支援側の立場として、過去の災害の事例等を踏まえ発災初動時の被災地における課題や状況を認識し、協力・支援の内容・要請方法、連絡体制等を検討する。また、被災側の立場で、支援の受入体制を検討する。 ・協力・支援側は、有効な支援を行うために、他の地方公共団体がどのような機材を保有しており、どのような支援が可能かを把握する。寄せられる支援内容を一括し被災地方公共団体のニーズにあわせて整理・調整する幹事地方公共団体を検討する。</p> <p>・協力・支援にあたっては被災地での災害廃棄物処理の経験が重要であることから、地方公共団体は災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する者を平常時からリストアップし継続的に更新する。東日本大震災の被災地方公共団体からは、指揮・命令できる人材(管理職)の派遣が望まれた例があり、該当する人材を把握する。</p> <p>・市町村は、大規模災害が発生した場合に災害廃棄物の広域処理における受入側になることを想定し、焼却施設、最終処分場等、災害時における受入可能量や運搬能力について把握する。 ・市町村は自区内に施設を所有する民間事業者が広域処理の受け入れに協力することを想定し、その際のルール(手続きの方法や契約書の様式・フォーマット等)を準備する。 ・市町村は、平常時から災害廃棄物の広域処理の必要性について住民に対して広報を行い、災害廃棄物の受け入れに関して理解を得る。 ・広域処理組合や一部事務組合で一般廃棄物の処理を行っている地方公共団体やPFI事業等により一般廃棄物処理事業を行っている場合は、発災時の処理について、事前に協議しておく。</p>	<p>(3)支援地方公共団体の支援 <b>○地方公共団体は、発災時に迅速に被災地方公共団体の支援を行えるよう、あらかじめ支援スキーム(全国知事会や市町村会等による災害支援協定の発動、地方自治法に基づく派遣等)を把握しておく。</b> <b>○地方公共団体は、周辺をはじめとする地方公共団体と災害支援協定の締結を検討する。</b> <b>○地方公共団体は、協力・支援側及び被災側の両者の観点から体制等を検討しておく。</b> <b>・人員、物資、資機材等、被災地方公共団体の要求に合わせた支援を行う。</b> <b>・地方公共団体は、協力・支援側の立場として、過去の災害の事例等を踏まえ発災初動時の被災地における課題や状況を認識し、協力・支援の内容・要請方法、連絡体制等を検討しておく。また、被災側の立場で、支援の受入体制を検討する。</b> <b>・協力・支援側は、有効な支援を行うために、他の地方公共団体がどのような機材を保有しており、どのような支援が可能かを把握する。</b> <b>⇒「応急対応期へ移動」</b> <b>・寄せられる支援内容を一括し被災地方公共団体のニーズにあわせて整理・調整する幹事地方公共団体を検討する。</b> <b>⇒P.2-4の破線内へ移動</b> ・協力・支援にあたっては被災地での災害廃棄物処理の経験が重要であることから、地方公共団体は災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する者を平常時からリストアップし継続的に更新する。東日本大震災の被災地方公共団体からは、指揮・命令できる人材(管理職)の派遣が望まれた例があることから、該当する人材を<b>あらかじめ</b>把握する。 ・市町村は、大規模災害が発生した場合に災害廃棄物の広域処理における受入側になることを想定し、焼却施設、最終処分場等、災害時における受入可能量や運搬能力について<b>あらかじめ</b>把握する。 ・市町村は自区内に施設を所有する民間事業者が広域処理の受け入れに協力することを想定し、その際のルール(手続きの方法や契約書の様式・フォーマット等)を準備<b>しておく</b>。 ・市町村は、平常時から災害廃棄物の広域処理の必要性について住民に対して広報を行い、災害廃棄物の受け入れに関して理解を得る。 ・広域処理組合や一部事務組合で一般廃棄物の処理を行っている地方公共団体やPFI事業等により一般廃棄物処理事業を行っている場合は、発災時の処理について、事前に協議しておく。</p>